

加領郷小学校閉校跡施設の公共施設等運営事業実施方針に関する質問に対する回答

No.	項目名	該当箇所						質問の内容	回答
		頁	項目番号						
1	本施設の利用規則の策定	3	第2	1	(7)			運営権者が町長と協議して定めるとされているものは何なのか？ 設置管理条約の中で示されるのならば、事前に条例の開示は可能か？	施設の開館時間や休館日、利用料金等を想定しており、詳細は運営権者を公募する際の要求水準書にてお示しします。
2	更新投資等の取扱い	4	第2	1	(9)	②		奈半利町による更新工事において、責任および費用負担の明記がされていないが、町の責任および費用負担により更新工事を行うという認識で間違いはないか？	お見込のとおりです。
3	モニタリング等	8	第4	3	(2)			報告資料作成の費用は運営権者負担とされているが、モニタリング項目が過多となると業務負担が過重となる可能性がある。事前に協議の上、項目・頻度・様式の概ねの事前提示、および行政・運営者双方で協議の上、合理的な水準に調整することは可能か？	調整することは可能です。なお、今後公表いたしますモニタリング基本計画にて詳細をお示しします。
4	奈半利町の事由による実施契約の解除又は終了	11	第7	1	(2)	①	ア	奈半利町が必要と認める場合とはどのような場合を想定しているのか？	政策の変更等による事業の中止を想定しています。
5	不可抗力による実施契約の解除又は終了	11	第7	1	(3)	②	ア	南海トラフ地震などの災害リスクが高い地域性を踏まえると、不可抗力により施設の運営が困難となった場合、保険加入支援や代替施設活用等の検討はできないのか？	建物所有者が当然に加入すべき保険（建物災害共済）は町が加入しますが、営業補償等に関する保険については運営権者の方で加入をお願いします。なお、代替施設の検討については、事業の継続のために可能な限り行いたいと思います。